

西宮市家庭用ねずみ捕獲器貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の私有地の環境改善を図り、市民の快適な生活環境を確保するため、個人がねずみを捕獲するために必要な家庭用ねずみ捕獲器(以下「用具」という。)の貸出しについての事項を定める。

(貸出対象等)

第2条 用具の貸出しを受けることができる者は、市内在住又は在勤者とし、かつ用具の設置場所は市内に限るものとする。

(申込み等)

第3条 用具の貸出しを受けようとする者は、環境衛生課の開庁時間内に用具借用申込書を提出しなければならない。

2 用具の貸出しを受けた者は、貸出しを受けた用具を第5条の貸出期間内の開庁時間に、前項の課に返却しなければならない。

(貸出料)

第4条 用具の貸出料については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年西宮市条例第3号)第7条の規定により無償とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、貸出日から4週間以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、用具の貸出しを受けた者が前項の貸出期間を延長しようと申し出たときは、必要最小限の範囲で貸出期間を延長することができる。

(弁償)

第6条 用具の貸出しを受けた者は、故意又は過失により、用具を破損し、又は滅失したときは、弁償しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は産業環境局長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年9月19日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。